

## 4 水稲除草剤の適用土壌及び適用地帯区分の廃止と注意点

### (1)水稲除草剤の適用土壌と適用地帯の区分の廃止

従来、水稲用除草剤の登録に当たっては、薬効や薬害が気象条件や土壌の影響を受ける可能性を踏まえ、地域や土壌のタイプ別にきめ細やかに薬効・薬害試験を実施し、その結果をもとに「適用地帯」及び「適用土壌」ごとに使用方法が定められてきた。

しかしながら、農林水産省が中心となり既登録の水稲用除草剤の登録に際し提出された薬効・薬害試験の結果解析をしたところ、地域や土壌のタイプの違いそのものは薬効・薬害の発現の根本的な要因ではないことが示唆された。これを踏まえ、適用地帯や適用土壌ごとに使用方法を定める運用が見直されることとなった。

具体的には、「水稲用除草剤の登録における適用地帯・適用土壌の区分の廃止について」(平成26年12月5日付け26消安第4365号消費・安全局農産安全管理課課長通知)により通知されているとおり、平成27年1月1日以降に登録申請される水稲用除草剤について、適用地帯・適用土壌の区分が廃止されることとなった。

この扱いにより登録される水稲用除草剤のラベルに記載される適用表及び注意事項は、従来に比べ変更されている。

### (2)注意点

水稲用除草剤の登録は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産8147号農林水産省農産園芸局長通知)別添表1に示された薬効・薬害試験の例数をもって、適用土壌や適用地帯を限らず、国内全域で同一の使用方で使用可能なものとして登録されることとなる。

引き続き、気象条件(高温、低温等)やほ場の条件(水持ち等)によって薬効が劣る又は薬害が出やすくなる場合にあっては、その旨がラベルの使用上の注意事項に記載されているので、十分注意すること。